## 自動車運転者を使用する事業者のみなさま

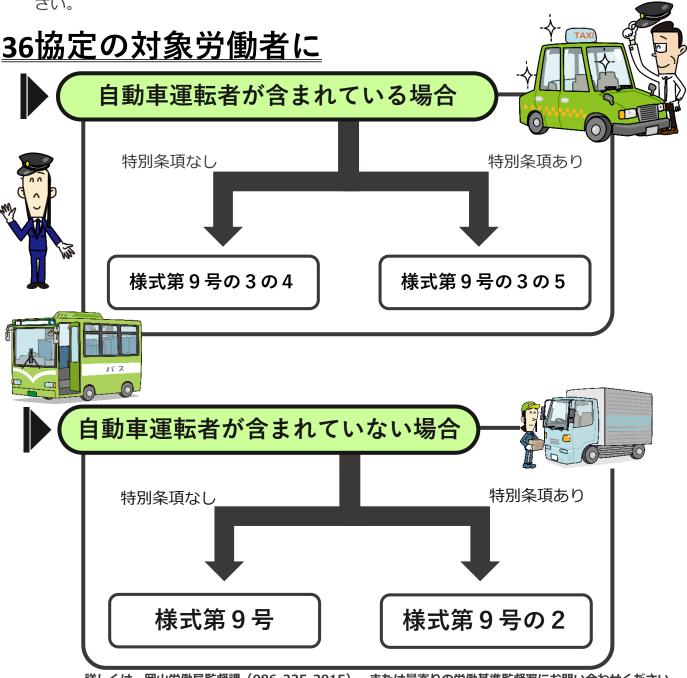


### 令和6年4月1日から

# 36協定届の様式が改正されます!

令和6年4月1日から、自動車運転者にも時間外労働・休日労働の上限規制が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されます。

36協定の対象労働者によって使用する様式が異なりますので、下記の図をご確認ください。



詳しくは、岡山労働局監督課(086-225-2015)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

新しい36協定届の様式は、厚生労働省HPからダウンロードできます!



自動車運転者 36協定 様式

K 7 - + - ^

(厚生労働省HP:主要様式ダウンロードコーナー

# 

### 【限度時間】

1 か月	1年
45時間	360時間
(42時間)	(320時間)

( )は3か月を超える対象期間を定める1年単位の変形労働時間制を採用している場合の限度時間。

#### ▶【特別条項で定めることができる時間】

1か月	1年
_	960時間

▶ 自動車運転者については「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」にもご留意ください。







【改善基準のポイントはこちら】



【改善基準のポイントはこちら】









各改善基準のポイントには、36協定届の記載例が掲載されていますので、あわせてご確認ください。

厚生労働省では、「自動車運転者の長時間労働 削減のためのポータルサイト」を作成し、長時 間労働の改善に向けた取り組み等、さまざまな 情報を掲載しています。

